

水道災害相互応援に関する覚書



水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等

について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

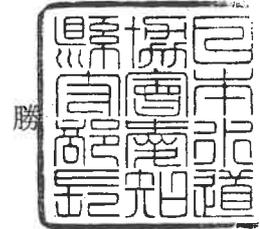
附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

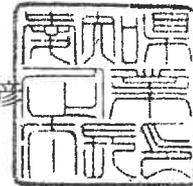
日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早 川



愛知県公営企業管理者

企業庁長 深 谷 憲 彦



名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者

上下水道局長 山 田 雅 雄

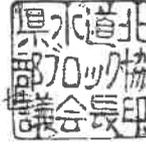


愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡 錦



愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町
南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠



尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市
岩倉市 清洲町 木曾川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町
春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業団
海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鶴飼 一

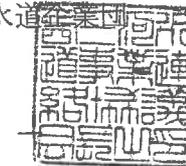


西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市
西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町
下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴田 紘



東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町
小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村
津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早川 勝



立 会 人

愛知県健康福祉部長

新 家 正 義

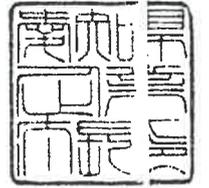


(別表第1)

救 援 体 制 表

水道事業者名		所在地		緊急連絡先		電話 (昼間)		電話 (夜間)		緊急工事指定業者	
[1] 応急給水用具		[2] 緊急連絡先		[3] 備蓄資材		[4] 緊急工事指定業者					
品名	車容量	種量	数量	摘要	職名	氏名	電 話	業 者 名	所 在 地	専 門 と する 業 種	電 話
給水タンク車			台		(水道事業管理者)		昼 間				
撤水車			台		(緊急連絡担当者)		夜 間				
消防タンク車			台								
給水タンク			基	車つき							
"			基	車なし							
ポリ容器	20ℓ		個								
水袋		2ℓ	個								
(摘要)											

管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとりまとめた一覧表を別表で提出する。



上記は原本のとおり相違ないことを証明する

平成16年 8 月 30 日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早 川

勝

